

添付法令資料 3 :

国家戦略プロジェクトにおける事業体パネルの選定及び履行事業体の選定手続に
関する 2021 年 5 月 4 日付インドネシア共和国国家調達庁規則 No.8 (目次)

同月 6 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 事業体パネル
 - 第 1 節 行為者 (第 6 条ないし第 9 条)
 - 第 2 節 事業体パネルの選定 (第 10 条)
 - 第 1 款 事業体パネルの必要性の特定 (第 11 条)
 - 第 2 款 事業体パネルのリストの決定 (第 12 条)
 - 第 3 款 事前資格審査 (第 13 条ないし第 15 条)
 - 第 4 款 包括契約の署名 (第 16 条)
 - 第 3 節 評価 (第 17 条)
- 第 3 章 履行事業体の選定
 - 第 1 節 事業体パネルを通じた履行事業体の選定
 - 第 1 款 行為者 (第 18 条ないし第 21 条)
 - 第 2 款 事業体パネルを通じた履行事業体選定の実施 (第 22 条)
 - 第 2 節 事業体パネルによらない履行事業体の選定 (第 23 条)
- 第 4 章 KPBU (政府と事業体との協力) 契約の署名及び履行 (第 24 条)
- 第 5 章 雑則 (第 25 条)
- 第 6 章 終則 (第 26 条)